

平成29年度 第11回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日 時： 平成30年2月20日（火） 午後2時30分から午後3時05分まで

2. 場 所： 西宮市役所 東館804会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

| | | |
|-----------|------|--------|
| （会長） | 1 番 | 松本 俊治 |
| （会長職務代理者） | 2 番 | 中務 幸雄 |
| （委員） | 3 番 | 高田 孝 |
| | 4 番 | 大前 有三 |
| | 5 番 | 二本松 義人 |
| | 6 番 | 松井 重治 |
| | 7 番 | 石田 隆文 |
| | 8 番 | 木田 佳文 |
| | 9 番 | 松本 弥生 |
| | 10 番 | 光岡 大介 |
| | 11 番 | 茶谷 巖 |
| | 12 番 | 奥村 幸弘 |
| | 13 番 | 庄治 郁夫 |
| | 14 番 | 前田 豊 |

【事務局】

（事務局長） 増尾 尚之 （係長） 銭田 広之 （主査） 吉田 順二 （副主査） 東 孝二
（産業文化局長） 太田 聖子 （産業部長） 部谷 昭治

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第15号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
<審議結果:承認>

【議案第16号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件
<審議結果:承認>

【報告第25号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第26号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第27号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

【報告第28号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は、14名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただきますことにご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、14番前田委員と2番中務委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。
- 事務局 まず、議案第15号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 議長 議案第15号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】
- 議長 生産緑地として指定されております本申請地の農業の主たる従事者が故障したことにより農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出をするにあたり、農業委員会に対し申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
- 奥村委員 奥村委員お願いします
- 議長 議案第15号について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、申請農地につきましては、上ヶ原四番公園から北西へ240メートル、南西へ170メートルのところにあります。この農地は、耕作地として適正に管理されています。
- 議長 以上で地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委員 (意見なし)
- 議長 無ければ、議案第15号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第15号につきましては、証明書を交付することとします。続きまして、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」です。本日配布しました資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。
- 【議案書朗読】
- 議長 資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えています。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。

番号1番について庄治委員お願いします。

庄治委員

議案第16号番号1についてご説明します。申請農地は添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、JAから西へ200メートルのところにあります。

申請農地については、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は農会に所属しており、当該農地の周辺の農地を家族と共に耕作され、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件を満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題無いと考えます。以上で説明を終わります。

議長
奥村委員

番号2番、3番について奥村委員お願いします。

議案第16号番号2、3についてご説明します。申請農地は添付の地図でもお解かりいただけると思いますが、小学校から南へ90メートルのところにあります。

申請農地については、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は農会に所属しており、当該農地の周辺の農地を家族と共に耕作され、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件を満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題無いと考えます。以上で説明を終わります。

議長
委員
議長
委員
議長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
(意見なし)

なければ、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することとして、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、議案第16号につきましては許可することとします。

これより報告案件に入ります。報告第25号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第25号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です

【議案書朗読】

2件とも、農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備していましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第26号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第26号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

3件とも、農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備していましたので、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第27号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。

議長

事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第27号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」です。

【議案書朗読】

添付書類も含めて通知要件をみたしていましたので、報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第28号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第28号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。
(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。
以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後3時05分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)